

松崎町福祉タクシー券及び寿乗車券の交付について

対象者

◆令和3年4月1日現在、町内に住所を有し在宅生活している方で下記のいずれかに該当する方

- ① 満年齢75歳以上の方
- ② 身体障害者手帳1級または2級を所持している方
- ③ 療育手帳Aの認定を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方
- ⑤ 満年齢70歳以上75歳未満で運転免許証を返納した方



©松崎町

福祉タクシー券

●事業内容

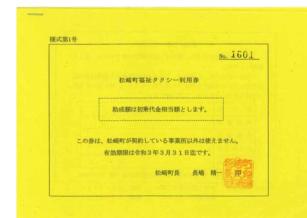
タクシー初乗料金相当額5枚(②③④の方は10枚)を交付します。乗車の際、乗務員にお渡しいただくと初乗料金が無料となります。初乗料金を超えた金額は本人負担となります。

※町内・町外への利用可能。

●申請方法

役場健康福祉課で事前に申請が必要です。次のものを持参してください。

- ・印鑑(役場に来る方のもの)
- ・障害者手帳(②③④の方)
- ・運転免許証を返納したことがわかる書類(⑤の方)



(参考)令和2年度用
※年度ごと券の色は変更します。

●利用できるタクシー会社

- | | |
|-------------|----------------------|
| ・伊豆土肥交通株式会社 | Tel 0558 - 43 - 1110 |
| ・株式会社伊豆バス | Tel 0120 - 026 - 120 |
| ・まつざきケアタクシー | Tel 0120 - 064 - 906 |

寿回数券

●事業内容

1冊(1,300円)のバス乗車券を本人負担500円で購入できます。



●申請方法

下記のものを持参し、**東海バス松崎営業所**で購入してください。

- ・後期高齢者医療被保険者証(75歳以上の方のみ)
- ・購入費用(1冊500円)
- ・松崎町寿回数券購入資格証明書(※)



(※)②③④⑤の方は、購入の際、町が発行する「松崎町寿回数券購入資格証明書」が必要となりますので、障害者手帳・運転免許証を返納したことがわかる書類を持参し、事前に役場で申請してから東海バスで購入してください。

福祉タクシーQ & A



1回乗車するときにタクシー券は何枚利用できるの？

1回の乗車につき、1枚です。



運行エリアはどこまで？

町内、町外両方利用できます。初乗料金を超えた分の金額はご自分で負担していただきます。



タクシー券の有効期間は？

タクシー券の交付を受けた日から、その年度の3月31日までです。



タクシー券は他の人に譲ってもいいの？

タクシー券は、本人のみ有効です。第三者の利用・譲渡はできません。

※第三者の方の利用が判明した場合は、利用金額を全額ご負担いただくことになります。



タクシー券の申請は代理人の人でもできる？

本人が申請できない場合は、代理人の申請も可能です。代理人の印鑑を持参してください。

※タクシー券を必要としている方の「住所・氏名・生年月日」について申請書に記入していただきますので、メモ等に書き留めてきてください。



タクシー券は使い切ってしまったらまた申請できるの？

申請は、その年度で1回限りです。

寿乗車券Q & A



運行エリアはどこまで？

西伊豆東海バスの運行エリアになります。



寿乗車券の有効期限はいつまで？

購入した日から1年間です。



寿回数券は他の人に譲ってもいいの？

利用券は、本人のみ有効です。第三者の利用・譲渡はできません。



寿回数券は使い切ってしまったらまた購入できるの？

購入できます。寿回数券は、購入回数・購入冊数に制限はありません。



● その他

福祉タクシー券・松崎町寿回数券購入資格証明書については、郵送での申請も可能です。郵送での申請を希望される場合は、役場健康福祉課(42-3966)までご連絡ください。

